

The Basic Reserch on the Formation of the Higher Class Retainers in Kaga-clan after 1701

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/48268 |

加賀藩人持組の構成に関する基礎的検討

—元禄一四年以降を対象に—

林 亮 太

はじめに

加賀藩家臣の筆頭身分である年寄（他藩の家老に相当）に属したのは、元禄期以降、本多家・長家・横山家・前田長種系・前田直之系・奥村宗家・奥村支家・村井家の八家であった。そのため年寄は、のちに家格の意味を含む語として八家とも呼称された。年寄は、組方（軍事）の職として人持組頭を勤めた。年寄のなかで、人持組頭に就任するのは七名であり、各人持組頭は七組に分かれた人持組士を、一組ずつ支配していた（元禄一四年以降）。

人持組頭・人持組については、わずかに研究があるものの^①、ほとんど研究されていない状況である。しかしながら、人持組頭による組支配体制は、明治二年（一八六九）の職制改革まで続くことから、家臣団支配を理解するためにも人持組頭・人持組に注目した研究は重要であると思われる。

そこで本稿では、人持組自体に焦点をあて、人持組を構成した家臣の変化について基礎的な検討を行う。なお、検討時期は人持組が七

組体制となり、支配体制が固まった元禄一四年（一七〇一）七月以降とする。

一 人持組頭と人持組士数

人持組頭による組支配体制や人持組数は、時代により異なっていた。寛永四年（一六二七）の侍帳では、一つの組を二名の人持組頭が支配する体制であったが、それ以降の寛文元年（一六六一）・寛文九年・延宝六年（一六七八）の侍帳では、一つの組を一名の人持組頭が支配する体制に変化している。また、人持組数は、寛永四年・寛文元年・寛文九年の侍帳が六組、延宝六年の侍帳が五組となっている^②。

こうした変遷を経て、年寄の職制成立の画期となった貞享三年（一六八六）の職制改革を迎えた。同改革は、五代藩主前田綱紀が実行したもので、上級家臣を大老（人持組頭兼帯）―人持組頭（以上、年寄身分）―年寄（後に家老と呼称）―若年寄に編成し、各役職に職掌を定めた。大老は本多政長・前田孝貞（長種系）・奥村時成（宗

家)・奥村庸礼(支家)、人持組頭は長尚連・横山任風・前田直作(直系)が就任した^③。これ以降、人持組頭に就任する者は、年寄身分に限定されたことから、人持組頭が人持組を支配する体制にとっても重要な意味をもつ改革であった。綱紀は、改革前から今後人持組を七組にする意向を示していたが^④、改革時人持組は六組、あるいはそれ以下であったという^⑤。その後、元禄三年(一六九〇)に村井親長が人持組頭に就任し、年寄身分の家が八家になった時も親長には支配する組がなく、後世のように、人持組頭(七名)が七組の人持組を支配するようになるのは、元禄一四年七月以降であった。つまり、人持組頭という職名だけ与えられ、実際には支配する組が存在しない期間があったのである。

次に、人持組を構成した組士数をみてみよう。人持組は、禄高約一〇〇〇〜一四〇〇〇石の家で構成されており、年寄に次ぐ身分に位置し、役方の職では家老・若年寄・公事場奉行・寺社奉行・定火消などを勤めた。

文政九年(一八二六)八月二五日付の長連愛(年寄)が奥村栄実(年寄)へ宛てた意見書には、当時人持組士数が以前に比べ増えているとある。連愛は、人持組を八組、人持組頭を八名に増加させ、それぞれが同じ組を持つことにしてはどうかと述べ、人持組と人持組頭の家を固定化することを提案している^⑥。実際、これ以前から本多家・前田長種系・奥村宗家の三家は、代々同じ人持組を支配していた(理由不明)。残りの四組は、支配する家が決まっておらず、その時々で支配する人持組頭が異なっていた^⑦。結果的には、連愛の提案は実現しなかったが、当時の人持組士数

はどのくらいであったのか、組士数の変遷を含めてみていこう。人持組士数を確認するためには、組士が単に書き上げられた史料ではなく、組士が組分けされ、組の所属がわかる史料の方が適していると考えられる。それは、人持組は世襲することが多く、代替わりなどで一時的に人持組から外れている者がいても、組士が一つのグループとして組分けされずに列挙されている史料では、その箇所に名前が記されていることがあるからである。

今回検討対象とする時期で、人持組士の組の所属がわかる史料には、七組編成になった時の①元禄一四年七月(以下、元禄期)^⑧、②安永五年(一七七六)^⑨、③天明三年(一七八三)^⑩、④弘化二年(一八四五)^⑪、⑤慶応期(一八六五〜六七)^⑫時点のものがある。

それぞれの人持組士数は、①五四名、②三八名、③五四名、④四三名(後述するように実際は六四名)、⑤六九名であった。しかし、②は記載されている組士数が極端に少ない、③は奥村支家の組士が三名のみ、といった史実とは認めがたい部分がある。

また、長連愛が主張した時期に一番近い史料④についても、組分けされている組士数が少なく、組分けされていない者も二一名記載されている。この二一名は、表1で示した通りである。由緒帳などをもとに判断した結果、当時彼らは人持組士であったことが確認できた。参考までに慶応期の状況も表に加えた。これを見ると、慶応期においても本人、あるいはその後の当主が人持組士であったことがわかる。おそらく、当時所属していた組も慶応期と同じであろう。このことから、弘化二年の組士数は、組分けされている者とあわせると、六四名であったと考えられる。しかし、④の史料自体、実際は天保末期頃の人持

組士の情報に、弘化二年の情報を書き加えたものであるため、人名などが混乱している部分もみられ、史料的問題が少なくない。

人持組士の組の所属がわかる史料には、記述に問題があるものも多いが、おそらく組士数は時代が下るにつれ増加傾向にあり、長連愛が主張した時期（文政九年）の人数は、六〇名程度であったのではないかと考えられる。

二 人持組の構成とその変化

右で述べたように、②③④の史料にはいくつかの問題がある。そ

こで、以下では、時期はひらいてしまいが、①元禄期と⑤慶応期の史料を用いて人持組の比較を行い、人持組を構成した家とその変化についてみていきたい。

元禄期と慶応期の人持組士をまとめたのが表2である。元禄期の欄と、慶応期の欄の人持組士は対応関係にあり、横並びに名前がある場合には、同じ家の者であることを意味する。また、元禄期に人持組であった家が、慶応期には人持組から外れていた場合は、その理由を慶応期の欄に示した。逆に、元禄期以降に人持組に加入し、慶応期においても人持組であった家については、その加入状況を元禄期の欄に示した。

表1 組分けされていない人持組士（弘化2年）

| No. | 弘化2年 | | 慶応期 | |
|-----|-------|---------|-------|-------|
| | 名前 | 禄高(石) | 名前 | 組名 |
| 1 | 津田正直 | 10,000石 | 津田正邦 | 奥村宗家 |
| 2 | 本多政守 | 8,000石 | 本多政醇 | 村井家 |
| 3 | 寺西秀周 | 7,000石 | 寺西秀敬 | 前田直之系 |
| 4 | 前田知故 | 6,000石 | 前田知足 | 奥村支家 |
| 5 | 小幡通理 | 3,000石 | 小幡通徳 | 本多家 |
| 6 | 品川武住 | 3,000石 | 品川武好 | 奥村宗家 |
| 7 | 前田季久 | 2,450石 | 前田季久 | 長家 |
| 8 | 岡嶋一孝 | 2,500石 | 岡嶋一孝 | 奥村宗家 |
| 9 | 横山従矩 | 2,000石 | 横山隆勝 | 村井家 |
| 10 | 篠島清緝 | 2,500石 | 篠島清緝 | 奥村宗家 |
| 11 | 富田貞詳 | 2,400石 | 富田貞固 | 長家 |
| 12 | 小幡政久 | 2,000石 | 小幡厚久 | 本多家 |
| 13 | 津田庸久 | 2,500石 | 津田庸行 | 奥村宗家 |
| 14 | 成瀬正敦 | 2,500石 | 成瀬正居 | 前田長種系 |
| 15 | 佐々木定舒 | 2,000石 | 佐々木定舒 | 前田直之系 |
| 16 | 藤田安定 | 2,000石 | 藤田安定 | 村井家 |
| 17 | 遠田自延 | 1,350石 | 遠田自延 | 本多家 |
| 18 | 庄田孝廉 | 1,600石 | 庄田孝廉 | 奥村支家 |
| 19 | 大野木克貞 | 1,650石 | 大野木克親 | 奥村支家 |
| 20 | 永井従周 | 1,800石 | 永井正徳 | 本多家 |
| 21 | 関屋政均 | 1,050石 | 関屋政信 | 奥村支家 |

- (註) 1. 「加賀藩老臣明細書」「武鑑」「諸頭系譜」、各家の「先祖由緒井一類附帳」「諸士系譜」(以上、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)により作成。
2. 弘化2年の欄に書き上げた者は、「加賀藩老臣明細書」において組分けされていなかった人持組士である。
3. 慶応期の欄には、弘化2年の欄に書き上げた者、あるいはその後の当主が慶応期において所属していた組を示した。

表2 元禄期と慶応期の人持組士

| 元禄期（元禄14年7月） | | 慶応期 | |
|--|---------|--|---------|
| 長尚連組 | | 村井長在組 | |
| 本多政冬 | 10,000石 | 本多政醇 | 10,000石 |
| 永原孝之 | 4,500石 | 永原孝義 | 3,000石 |
| 不破彦三 | 4,000石 | 不破為儀 | 4,500石 |
| 篠原長栄 | 4,000石 | 記載がない理由不明。文久3年1月、8代忠意は3,500石相続（父忠貞に隠居料500石）。9代忠篤は、天徳院請取火消動めた。人持組士の可能性あり。 | |
| 奥野氏之 | 3,200石 | 奥野氏元 | 2,200石 |
| 織田信重 | 2,500石 | 織田益堅 | 3,000石 |
| 横山長辰 | 2,000石 | 横山隆勝 | 2,000石 |
| 享保6年12月、初代孝観が父前田孝行（年寄）の遺知2,500石、同氏孝資与力知500石を合わせ、3,000石拝領で人持組。その後の当主も人持組。 | | （分）前田孝備 | 2,500石 |
| 宝永6年8月、5代安勝が人持組。その後の当主も人持組。 | | 藤田安定 | 2,000石 |
| 7名 | 30,200石 | 8名 | 29,200石 |
| 本多政敏組 | | 本多政均組 | |
| 小幡直信 | 10,650石 | 小幡厚久 | 2,000石 |
| 前田孝経 | 3,000石 | 前田孝友 | 4,000石 |
| 松平康満 | 4,000石 | 松平康蕃 | 4,700石 |
| 小幡直陳 | 3,000石 | 小幡通徳 | 3,000石 |
| 奥村脩運 | 2,700石 | 奥村安之 | 2,700石 |
| 多賀直定 | 2,000石 | 多賀富茂 | 2,700石 |
| 松平康英 | 2,000石 | 松平廉貞 | 2,000石 |

| | | | |
|--|----------|--------|---------|
| 宝永6年12月、初代政寛が父本多政長(年寄)の隠居料3,000石を拝領し、人持組。その後の当主も人持組。 | (分) 本多政基 | 3,000石 | |
| 享保13年1月、江戸で初代景氏が藩主吉徳に100人扶持で召し抱えられ、馬廻組。元文2年8月、新知1,000石、人持組、年寄月番支配。同年閏11月、組入り。その後の当主も人持組。 | 上坂景光 | 3,000石 | |
| 宝永6年8月、初代正良が人持組。その後の当主も人持組。 | 永井正徳 | 1,750石 | |
| 元文5年12月、4代自省が人持組。その後の当主も人持組。 | 遠田自延 | 1,330石 | |
| 7名 | 27,350石 | 11名 | 30,180石 |

| 横山任風組 | | 奥村篤輝組(支家) | |
|---|---------|--|---------|
| 前田長恵 | 7,000石 | 前田道益 | 7,000石 |
| 前田知頼 | 5,000石 | 前田知足 | 6,000石 |
| 前田恒長 | 3,200石 | 奥村宗家組 | |
| 前田弘直 | 2,000石 | 元文2年、直氏(弘直の子)が老年に付き、小松城番お断り。次の直行の代に1,500石となり、人持組から外れ、代々寺社奉行支配を受けた。 | |
| 岡嶋元為 | 5,000石 | 享保13年、7代円次郎が早世。断絶。 | |
| 竹田忠張 | 3,530石 | 竹田忠和 | 3,530石 |
| 永原孝定 | 2,500石 | 永原孝一 | 2,500石 |
| 奥村忠順 | 1,700石 | 奥村慎猷 | 1,700石 |
| 4代貞親から人持組。貞親は、元禄14年組分け時に、病気が理由で組付指除になるが、その後の当主は人持組。 | | 前田貞発 | 7,000石 |
| 天明5年12月、5代元成が人持組。その後の当主も人持組。 | | 原元長 | 1,750石 |
| 享保9年8月、4代克明が人持組。その後の当主も人持組。 | | 大野木貞親 | 1,650石 |
| 享保12年11月、2代孝溥が人持組。その後の当主も人持組。 | | 庄田孝廉 | 1,600石 |
| 文化7年3月、5代政良が人持組。その後の当主も人持組。 | | 関屋政信 | 1,050石 |
| 8名 | 29,930石 | 10名 | 33,780石 |

| 前田孝貞組（長種系） | | 前田孝敬組（長種系） | |
|--|---------|------------|---------|
| 成瀬当隆 | 7,000石 | 成瀬当恭 | 8,000石 |
| 前田孝恒 | 3,000石 | 前田孝連 | 3,000石 |
| 中川長定 | 5,000石 | 中川典惇 | 5,000石 |
| 玉井貞信 | 4,500石 | 玉井貞寛 | 5,000石 |
| 大音好愷 | 4,300石 | 大音厚義 | 4,300石 |
| 西尾長宗 | 3,000石 | 西尾時敏 | 4,300石 |
| 富田重員 | 2,500石 | 富田景穀 | 2,500石 |
| 葛巻重広 | 2,300石 | 葛巻昌矣 | 2,130石 |
| 成瀬生直 | 2,000石 | 成瀬正居 | 2,500石 |
| 初代孝知は、前田孝貞（年寄）の子。宝永元年12月、新知1,000石。同6年孝貞の隠居料の内、2,000石拝領、3,000石で人持組。その後の当主も人持組。 | | (分) 前田孝錫 | 3,000石 |
| 文化7年3月、7代信処が人持組。由緒帳には、その後の当主は、人持組と書いてないが、請取火消など人持組士が就く職を勤めているので、人持組に入っていたと考えられる。 | | 勝尾信生 | 1,100石 |
| 9名 | 33,600石 | 11名 | 40,830石 |

| 奥村憲輝組（支家） | | 長連恭組 | |
|-----------|---------|------|---------|
| 今枝直方 | 14,000石 | 今枝直応 | 14,000石 |
| 前田季隆 | 2,450石 | 前田季久 | 2,450石 |
| 伴長裕 | 5,000石 | 伴方義 | 5,000石 |
| 深美秀直 | 4,500石 | 深美秀宣 | 4,500石 |
| 山崎長質 | 4,500石 | 山崎範正 | 3,000石 |
| 伊藤重澄 | 2,000石 | 伊藤正道 | 2,800石 |
| 松平友康 | 1,500石 | 松平康保 | 1,500石 |

| | | | |
|---|---------|----------|---------|
| 多賀家は、2代秀識から人持組（慶長10年）。元禄10年7月、4代直方が逼塞（享保14年12月御免）。元禄期の史料に記載がないのは、これが理由か。その後の当主は人持組。 | | 多賀直春 | 5,000石 |
| 初代隆美は、横山隆達（年寄）の子。天明7年6月、新知1,000石で人持末席。その後の当主も、人持組（末席の可能性も）。 | | (分) 横山隆休 | 1,000石 |
| 享保12年11月、5代篤貞が人持組。その後の当主も人持組。 | | 富田貞固 | 2,400石 |
| 7名 | 33,950石 | 10名 | 41,650石 |

| 村井親長組 | | 前田直信組（直之系） | |
|---|---------|---|---------|
| 横山正武 | 10,000石 | 横山政和 | 10,000石 |
| 青山長貞 | 7,650石 | 青山恵次 | 7,650石 |
| 寺西秀賢 | 7,000石 | 寺西秀敬 | 6,500石 |
| 篠原一脩 | 2,500石 | 篠原一貞 | 3,000石 |
| 奥村自邇 | 2,500石 | 小源太が自邇の跡を相続。その後、小源太は奥村宗家（8代）を相続したので、家が断絶。 | |
| 長連房 | 1,000石 | 連房の次2代連安以降、800石で人持組から外れた。 | |
| 堀秀林 | 800石 | 享保9年8月、秀林の次7代秀満が遠島。死去で絶家。 | |
| 貞享2年から、3代孝效が人持組。記載なしの理由は不明。 | | 前田国規 | 3,000石 |
| 天明5年12月、初代政挙（年寄本多政行2男）が人持末席、馬奉行。寛政2年12月、2代政愛が相続、同7年10月人持組。その後の当主も人持組。 | | (分) 本多政優 | 1,000石 |
| 元文5年、3代保潔が1,000石拝領、人持組。その後の当主も人持組。 | | 津田康善 | 1,000石 |
| 元禄15年4月、2代定矩が人持組。その後の当主も人持組。 | | 三田村定形 | 3,300石 |
| 天明元年5月、6代定国が人持末席。同5年12月、人持組。その後の当主も人持組。 | | 佐々木定舒 | 2,000石 |
| 7名 | 31,450石 | 9名 | 37,450石 |

| 奥村有輝組（宗家） | | 奥村栄通組（宗家） | | |
|------------------------------|---------|---|---------|----------|
| 津田孟昭 | 10,000石 | 津田正邦 | 10,000石 | |
| 横山氏従 | 5,200石 | 横山隆淑 | 3,500石 | |
| 菊池武康 | 3,700石 | 菊池武成 | 3,200石 | |
| 岡嶋一定 | 3,000石 | 岡嶋一孝 | 2,300石 | |
| 品川直幸 | 3,000石 | 品川武好 | 3,000石 | |
| 津田重知 | 3,000石 | 津田庸行 | 2,500石 | |
| 生駒直政 | 3,000石 | 生駒義直 | 3,000石 | |
| 奥村履虎 | 2,650石 | 安永8年4月、4代征央が乱心。5代征匡は、1,000石相続。その後の当主は、寺社奉行支配や御用番支配を受けた。 | | |
| 篠島清英 | 1,500石 | 篠嶋清緝 | 2,500石 | |
| 横山任風組 | | 前田恒敬 | 3,400石 | |
| 天明5年12月、7代寛氏が人持組。その後の当主も人持組。 | | 石野氏桁 | 1,550石 | |
| 9名 | 35,050石 | 10名 | 34,950石 | |
| 計 | 54名 | 221,530石 | 69名 | 248,040石 |

- (註) 1. 元禄期の人持組士は「人持組分より仰付候留」、慶応期の人持組士は「武鑑」による。その他、「諸頭系譜」、各家の「先祖由緒井一類附帳」「諸士系譜」（以上、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）を用いて作成した。
2. 元禄期の欄で、塗りつぶした者は、元禄14年7月には組入していたが、断絶などで、慶応期には人持組から外れた家の者を示す。
3. 慶応期の欄で、塗りつぶした者は、先祖が元禄14年7月に人持組ではなかったが、慶応期には人持組に入った家のうち、平士から昇進した家の者である。また、同欄で名前の前に（分）とある者は、元禄14年7月以降、年寄家の分家によって家が創出され、人持組に加入した家の者である。
4. 当主の代数は、前田家の家臣となった者を初代として数えた。
5. 表3、4註10で述べているように、西尾家は元禄期から人持組に入っていた家であり、昇進事例（西尾明教）はあるが、他の昇進した家とは性格が異なるため、表では平士から昇進した家として示さなかった。

1 人持組から外れた家

まず、元禄期には組入していたが、慶応期には人持組から外れた家を見てみよう。その家は、元禄期の欄で塗りつぶした七家（篠原長栄・前田弘直・岡嶋元為・奥村自邇・長連房・堀秀林・奥村履虎）である。これらの家のなかには、断絶した家もあったが、前田家（弘直）・奥村家（履虎）のように、その後、寺社奉行支配を受けるようになった家もあった¹⁹⁾。

ここで寺社奉行について説明しておきたい。寺社奉行は、概ね二〇〇〇石以上の人持組の者が就任する役職であり、正徳元年（一七一）以降は三名体制であった²⁰⁾。寺社奉行支配を受けていた家の由緒帳には、相続時に「伴八矢等支配」「前田修理等支配」（両者とも寺社奉行）などと記されている²¹⁾。なお、右のように寺社奉行として具体的に名前が挙げられている人物は、同時期に寺社奉行であった他の二名よりも、在任期間が長い者である²²⁾。寺社奉行は、領内の寺社関係のことのみを職掌としていたわけではなく、人持組（末席を含む）²³⁾から外れた家をはじめ、組外大番頭、儒者、医者などの人的支配も行っていた²⁴⁾。

人持組から外れ、寺社奉行に支配されていた家々とは、人持組に入れないが、その一つ下の身分階層である平土にも入れることができないうな家をグループ化したものであった。このグループの家臣団中の座列は、平土の頭分クラスの次とされていた。ただし、彼らは平土が就くことができる頭分を勤める場合があったので、その就任中は本来のグループの座列より上になったと考えられる²⁵⁾。

2 人持組に加入した家

次に、表2から元禄期には人持組に入っていなかったが、慶応期には人持組に加入していた家を見てみよう。これには二二家が該当する。

この二二家の内訳は、年寄家の分家により創出した五家（慶応期の欄に「(分)」とある前田孝備・本多政基・前田孝錫・横山隆休・本多政優）、人持組の一つ下の身分階層である平土から昇進した一三家（慶応期の欄で塗りつぶした藤田安定・上坂景光・永井正徳・遠田自延・原元長・大野木貞親・庄田孝廉・関屋政信・勝尾信生・富田貞固・三田村定形・佐々木定舒・石野氏桁）、代々人持組であったが、元禄一四年に一時的に人持組から外れていたため記載されていない二家（前田貞発・多賀直春）、禄高を拝領して人持組に入った一家（津田康善）、元禄期の史料に記載されていない理由が不明の一家（前田国規）であった。

まず、年寄家の分家によって家が創出され、人持組に加入した家を見てみよう。該当者は、本多政基（本多組）、本多政優（村井組）、横山隆休（奥村宗家組）、前田孝錫（前田長種系組）、前田孝備（村井組）の五名であった。これらの家は、本多家、横山家、前田長種系の家々の分家により創出したのである。もちろん、この他にも分家により創出し、人持組に加入した家があったと考えられるが、慶応期まで残っていたのは右の家々であったのである。

次に、平土から昇進した家について詳しくみていきたい。人持組が七組体制となった元禄一四年七月以降で、平土から人持組（末席を含む）に昇進した者は一九名であった（表3、4）。この数は決

して多いとはいえず、平士と人持組（末席を含む）との間には、明確な階層差があったと認められるだろう。

昇進事例は、表3、4の大きく二つにわかれる。表3は、平士の最上位の職である定番頭（並を含む）を経由し、人持組・人持末席に昇進した者を示したものである。これに該当した者は、一四名であった。そのうち人持組に昇進した者は一名で、残り三名（富永・戸田・志村）は人持末席までの昇進である。表4は、定番頭を経由せずに人持組・人持末席に昇進した者を示している。これは五名（三田村・青木・上坂・原・石野）であった。

表3、4からは、①定番頭を経由する者が多い（例外は表4の五例）、②基本的に、昇進前に近習御用・御用部屋²⁰などの藩主の側に仕える職を勤めていた、③享保期以前は、人持組昇進時の禄高は一六〇〇〜三〇〇〇石であったが、その後は概ね一〇〇〇石を超えると人持組・人持末席に昇進する事例が多い（表4の青木直之を除く）²¹、④延享期以前は、平士↓人持組という昇進パターンであったが、宝暦期に人持末席という層があらわれ、それ以降平士から人持組へ昇進する者は人持末席を経由する、平士↓人持末席↓人持組という昇進パターンになる、といった四つのがわかる。

②から、藩主の側に仕えると昇進する傾向があったのではないかと考えられる。なお、人持組・人持末席の昇進後も、多くの者が近習御用・御用部屋などを勤めていた。

最後に昇進後の家の状況について述べたい。表3、4の右端に、後の当主が人持組に入ったか、否かを示した。これを見ると、一四家²²は後の当主も人持組に入っていることがわかる。注目される

のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田家・志村家では、後の当主が人持組に入っていないという点である。富永家・志村家の後の当主は、代々寺社奉行支配を受けるようになった。戸田家は、この二家と種類が異なる。戸田守勝の跡を継いだ勝芳は人持末席に入ったが、その後、天明二年（一七八二）一〇月に蟄居、翌月に遠島の処分を受けており、そのことが影響してか後の当主は人持組・人持末席に入っていない。処分がなければ、人持末席から人持組へ昇進した可能性もあったかもしれないが、それは断定できない。

これらのことから、一度人持組に入れば、多くの場合、後の当主も人持組に入っていたが、人持末席のまま死去した場合は、後の当主が人持組に入らなかつたことがわかる。人持組と人持末席との間には階層差があったのであろう。世襲的に人持組に入るには、人持末席の状態ではなく、一度同組に組入りする必要があったと考えられる。

おわりに

以上、元禄期と慶応期の人持組を比較し、人持組から外れた家、人持組に加入した家について基礎的な検討を行った。

人持組を構成した家数は、時代が下るにつれ増加傾向にあり、元禄期と慶応期を比べると、一五家増えていた。人持組に加入した家の多くは、年寄家の分家により創出され人持組に加入した家、人持組の一つ下の身分階層である平士から昇進した家であった。その一

表3 定番頭を經由して人持組・人持末席に昇進した者

| No. | 名前 | 役職の就任など | | | | | | | | | | 後の当主 |
|-----|---------------|------------------------|--|----------------------------------|--|-----------------------------------|---|--|--------------------------------------|---|---|------|
| 1 | 永井正良 | 万治2 300石(召出) 子小将 | 寛文元 中小将 | 寛文5 加増200石 (500石) 中小将 | 延宝3・3 歩頭 中小将裁許 同年 加増500石 (1,000石) | 延宝7 加増500石 (1,500石) 歩頭 | 天和2・9 小将頭 天和3・2 加増500石 (2,000石) | 貞享3・9 馬廻組頭 | 元禄16・4 定番頭 | 宝永6・8 加増500石 (2,500石) 吉徳附 人持組 | 享保5・10 死去 | ○ |
| 2 | 藤田安勝 | 承応3 奥小将 | 明暦2 400石拝領、 同年父遺知 の内100石 拝領(500石) 奥小将 | 万治元 加増100石 (600石) 奥小将 | 万治2 江戸で配膳 役、軽い執 次役 奥小将 | 寛文元 中小将 | 寛文9 中小将 押立執次役 (側近奉仕) | 寛文10 加増150石 (750石) 中小将 押立執次役 | 延宝3・3 歩頭 中小将裁許 兼役 | 延宝5 250石加増 (1,000石) 歩頭 | 延宝7年 加増500石 (1,500石) 歩頭 近習御用 | ○ |
| | | 天和2・9 小将頭 近習御用 | 貞享3・9 馬廻組頭 近習御用 | 元禄16・4 定番頭 近習御用 | 宝永6・8 加増500石 (2,000石) 吉徳附 人持組 | 享保7・1 隠居 | 享保9・5 死去 | | | | | |
| 3 | 大野木克明 (葛巻) | 寛文10・8 奥小将 | 寛文11・12 新知250石 奥小将 | 延宝5・1 加増150石 (400石) 奥小将 | 貞享元・12 加増150石 (550石) 奥小将 | 元禄3・9 加増300石 (850石) 寄合頭並 | 元禄10・6 加増300石 (1,150石) 寄合頭並 | 元禄12・6 先筒頭 | 宝永7・7 定番頭 (苗字葛巻 から大野木 へ) | 享保9・8 加増500石 (1,650石) 人持組 | 享保11・5 死去 | ○ |
| 4 | 富田篤貞 | 貞享2・11 300石相続 組外 | 元禄3・10 組外 表納戸奉行 | 元禄6・1 馬廻組 吉徳抱守 | 宝永3・8 加増100石 (400石) 馬廻組 吉徳抱守 | 宝永5・9 部屋ニテ物 頭(吉徳) | 宝永5・11 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御守殿御門 方御用 | 享保2・8 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御用人 | 享保8・3 部屋附小将 頭(吉徳) | 享保9・8 加増700石 (1,100石) 定番頭 | 享保12・11 加増500石 (1,600石) 人持組 享保16・11 死去 | ○ |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|------|---------------------------------------|--|------------------------|--|------------------------------------|--|-------------------------------------|---|---|------------------------------|--|
| 5 | 庄田孝溥 | 貞享2 300石相続 同・12 組外 | 元禄3・10 組外 表御納戸奉 行 | 元禄6・1 馬廻組 吉徳抱守 | 宝永3 加増100石 (400石) 馬廻組 吉徳抱守 | 宝永5・9 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御用人 | 享保2・8 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御用人 | 享保8・3 部屋附小將 頭(吉徳) 御用人指除 | 享保9・8 700石加増 (1,100石) 定番頭 | 享保12・11 加増500石 (1,600石) 人持組 | 享保15・5 死去 | ○ |
| 6 | 成瀬当栄 | 元禄3・9 馬廻組 近習番 1,000石(配 分) | 元禄10・5 歩頭 | 宝永2・5 小將頭 | 正徳2・3 定番頭 | 享保3・6 加増300石 (1,300石) 定番頭 | 享保9・8 加増500石 (1,800石) 人持組 寺社奉行 | 享保10・12 人持組 公事場奉行 | 享保18・10 死去 | | | 当栄死去時に、 1,000石本家当 延へ返す。次 の当秀は早世、 家が断絶した。 |
| 7 | 遠田自省 | 正徳3 側小將(吉 徳) 350石 | 享保2・8 吉徳附大小 將番頭 | 享保4・6 側小將番頭 (吉徳) | 享保9・8 加増200石 (550石) 持弓頭 | 享保10・12 組頭並 | 享保12・11 定番頭 | 元文5・12 加増500石 (1,050石) 人持組 | 延享2・9 人持組 御用部屋 | 延享4・10 隠居 | 寛延3・12 死去 | ○ |
| 8 | 富永金昌 | 表小將 350石 | 享保元・7 使番 享保9・8 加増200石 (550石) 歩頭 | 享保17・1 小將頭 | 元文4・11 小將頭 判物方御用 | 寛保3・11 馬廻組頭 | 延享2・閏12 馬廻組頭 御用部屋 | 延享4・5 定番頭 御用部屋 | 宝暦2・1 定番頭 御用部屋御 免 宝暦3・10 定番頭 御用部屋再 役 | 宝暦9・1 加増500石 (1,050石) 人持末席 御用部屋 | 宝暦13・4 隠居 宝暦14・1 死去 | その後の当主 (6代昌純～8 代必昌)は、 1,050石を相続 するが、寺社奉 行支配を受け、 平士の頭役な どを勤めた。 |
| 9 | 戸田守勝 | 享保〇(虫 損)・1 新知250石 大小將 | 享保9・10 600石相続 (新知指除) 大小將 | 享保15・3 大小將横目 | 元文5・1 町奉行 寛延2・10 小將頭 | 宝暦4・5 馬廻組頭 当分小將頭 兼帯 | 宝暦7・5 馬廻組頭 宗門奉行 宝暦7・10 馬廻頭 判物御用 | 宝暦8・2 馬廻組頭 御用部屋 | 明和元・1 定番頭 御用部屋 | 安永3・9 加増500石 (1,100石) 人持末席 御用部屋 | 安永5・3 隠居 安永8・10 死去 | 次の4代勝芳の 時に人持末席 となるが、その 後、天明2年 10月蟄居、同 11月遠島。後 の当主も人持 組に入らない。 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|--|---|---|---|-----------------------------|---|---|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 10 | 志村直賢 | 享保17・11 部屋附新番 並小将(重熙) 切米30俵5 人扶持 | 寛保元・6 切米35俵7 人扶持 | 延享3 近習(重熙) | 延享4・2 新知150石 表小将、近 習取次 | 寛延元・8 使番 近習取次 | 寛延3・12 加増100石 (250石) 使番 近習取次 | 宝暦元・5 使番 近習勤免除、 表向勤 | 宝暦7・12 使番 近習頭帰役 | 宝暦10・1 使番カ 新番組歩支 配(同10月 支配仕不及) 近習頭 | 宝暦11・1 先筒頭 近習頭 | 次の8代言明か らは、寺社奉行 支配を受けた。 |
| | | 明和8・4 持筒頭 近習頭(重 教) | 安永6・5 持筒頭 近習御用(治 脩)、重教の 近習免除 | 安永6・11 加増150石 (400石) 持筒頭 近習御用 | 安永7・3 持筒頭 近習御用 判物御用 | 安永7・12 組頭並 近習御用 | 天明5・8 加増150石 (550石) 定番頭並 近習御用 | 寛政3・4 加増500石 (1,050石) 人持末席 近習御用 | 寛政4・閏2 隠居 | 寛政6・9 死去 | | |
| 11 | 佐々木定国 | 元文4・12 1,000石相続 馬廻組頭御 用番支配 | 延享2・11 大小将 | 宝暦3・3 大小将番頭 | 宝暦9・閏7 先筒頭 盜賊改方 | 宝暦13・9 先筒頭 盜賊改方御 免 | 明和元・1 歩頭 御用人 | 明和4・9 小将頭 | 明和6・8 小将頭 宗門奉行 | 安永4・4 小将頭 御用部屋 (重教) | 安永6・9 馬廻組頭 近習御用 | ○ |
| | | 安永7・11 定番頭 近習御用 | 天明元・5 加増300石 (1,300石) 人持末席 近習御用 | 天明2・8 加増300石 (1,600石) 人持末席 近習御用 | 天明5・12 加増500石 (2,100石) 人持組 近習御用 | 天明6・8 人持組 遠慮 | 寛政元 遠慮御免 | 寛政7・4 死去 | | | | |
| 12 | 横浜玄英 | 奥小将奥取 次 550石 | 明和5・10 使番 | 安永4・7 新番頭 近習御用 | 安永7・3 組頭並 近習御用 判物御用 | 天明5・8 定番頭並 近習御用 | 寛政7・3 加増500石 (1,050石) 人持末席 近習御用 (斉敬) | 寛政7・11 人持末席 近習御用 (治脩) | 寛政9・7 人持組 斉広附 | 文化3・4 隠居 同年 死去 | | 次の8代積善 は、1,050石相続 したが、人持組 に入った形跡な し。9代宣徳の 時に、550石に 減知した。 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|------|----------------------------------|--|--|---|---|---|---|----------------------------|---|-------------------------------|---|
| 13 | 関屋政良 | 明和9・7 350石相続 組外番頭御 用番支配 | 安永□・□ (虫損) 大小将 | 安永3・5 大小将 重教附表小 将 配膳役 | 安永7・6 使番 近習頭、奥 取次役(重 教) | 天明4・5 重教附表小 将番頭 近習頭、奥 取次役(重 教) | 天明6・8 治脩附表小 将番頭 近習頭、奥 取次役(治 脩) | 寛政6・4 治脩附表小 将番頭 近習頭、奥 取次役(治 脩) | 寛政7・6 小将頭 近習御用 | 寛政7・11 馬廻組頭 齊広附御用 部屋御用(近 習御用免除) | 享和2・3 定番頭並 御用部屋 | ○ |
| | | 享和2・7 定番頭並 御用部屋 判物御用 | 享和2・12 加増200石 (550石) 定番頭並 御用部屋 判物御用 | 文化5・12 加増200石 (750石) 定番頭並 御用部屋 判物御用 | 文化7・3・6 加増300石 (1,050石) 人持末席 御用部屋 判物御用 | 文化7・3・15 人持組 御用部屋 | 文政2・2 人持組 御用部屋 (齊泰) | 文政5・11 隠居 | 文政10・4 死去 | | | |
| 14 | 勝尾信処 | 安永5・7 400石相続 馬廻組 | 安永6・8 表小将 | 天明2・3 表小将 配膳役 | 天明6・3 表小将 近習御用 (重教) | 天明6・8 表小将 近習御用 (治脩) | 天明7・12 使番 近習頭、奥 取次 | 寛政3・1 物頭並 近習頭、奥 取次 | 寛政9・4 物頭並 近習頭 | 寛政9・7 組頭並 近習御用 | 寛政10・5 組頭並 近習御用 判物御用 | ○ |
| | | 寛政12・3 定番頭並 近習御用 判物御用 | 享和3・2 加増200石 (600石) 定番頭並 近習御用 判物御用 | 文化7・3・6 加増500石 (1,100石) 人持末席 近習御用 | 文化7・3・14 人持末席 表向出仕 同7・3・15 人持組 | 文化7・7 人持組 算用場奉行 預地方 | 文化13・12 人持組 役儀御免 | 文政2・12 人持組 魚津在住 | 文政3・1 人持組 魚津在住御 免 | 文政9・5 人持組 近習御用 | 文政12・3 隠居 天保2・10 死去 | |

表4 定番頭を経由せずに人持組・人持末席に昇進した者

| No. | 名前 | 役職の就任など | | | | | | | | | | 後の当主 |
|-----|-------|--|--|--|--|--|--|---|---|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | 三田村定矩 | 元禄3・5 江戸で召抱。 7人扶持 組外 | 元禄11・8 新知1,000石 馬廻組 | 元禄15・4 加増2,000石 (3,000石) 人持組(金 沢へ) | 正徳3・2 人持組 小松城番 | 享保12 加増1,000石 (4,000石) 人持組 小松城番 | 享保14 喧嘩 | 元文元・6 知行召放、 50人扶持 | 元文5 死去 | | | ○ |
| 2 | 青木直之 | 貞享3・9 330石相続 (幼少によ り遺知の3 分の1) 馬廻組頭支 配 | 元禄5 側小将(吉 徳) 元禄11・12 残知引足都 合1,000石 | 正徳3・8 側小将番頭 (吉徳) | 享保2・8 先手物頭 歩支配 | 享保9・8 加増300石 (1,300石) 小将頭 近習 | 享保9・9 遠慮 享保10・9 御免(近習 指除) 小将頭 | 享保15・8 馬廻組頭 享保20・11 馬廻組頭 宗辰当分御 用 | 元文2・8 加増500石 (1,800石) 人持組 部屋附 | 元文4・1 加増500石 (2,300石) 人持組 延享3・1 人持組 若年寄 | 寛延4・4 隠居 宝暦3・1 死去 | ○ 7代直親まで 人持組。 |
| 3 | 上坂景氏 | 享保13・1 吉徳により 江戸で召抱。 100人扶持 馬廻組 同・8 金沢へ | 元文2・8 新知1,000 石(100人 扶持指除) 人持組(同・ 閏11組入) 年寄中月番 支配 | 延享2・2 加増1,000 石(2,000 石) 人持組本列 | 延享4・5 加増1,000 石(3,000 石) 人持組 | 宝暦3・1 死去 | | | | | | ○ |
| 4 | 原元成 | 享保14 側小将(宗 辰) 150石 | 延享2・8 使番 延享4・5 加増100石 (部屋住知 250石) 使番 | 寛延元・5 表小将番頭 近習頭 | 寛延2・2 先筒頭 近習頭 | 宝暦3・3 新番頭 宝暦4・12 880石相続 (部屋住知 指除) | 宝暦3・9 新番頭 御用人 | 宝暦7・11 小将頭 | 宝暦14・1 馬廻組頭 | 明和2・9 馬廻組頭 宗門奉行 | 明和5・12 馬廻組頭 算用場奉行 | ○ |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|---|-----------------------------|---|---|
| | | 明和8・6 馬廻組頭 算用場奉行 御免 | 安永3・5 馬廻組頭 判物御用 | 安永5・2 馬廻組頭 公事場奉行 | 安永9・1 馬廻組頭 公事場奉行 勝手方御用 | 天明元・12 加増200石 (1,080石) 馬廻組頭 | 天明5・9 加増200石 (1,280石) 人持末席 公事場奉行 | 天明5・12 加増1,000石 (2,280石) 人持組 若年寄 | 天明7・6 1,000石減知 (1,280石) 若年寄、人 持組指除→ 人持末席 | 寛政3・11 隠居 | 寛政7・5 死去 | |
| 5 | 石野寛氏 | 明和3・12 550石相続 馬廻組頭御 用番支配 | 明和6・4 大小将 明和8・4 部屋附表小 将(治脩) | 安永4・8 部屋附表小 将(治脩) 近習(重教) | 安永6・5 使番 近習頭(重 教)、奥取次 役 | 天明2・11 物頭並 近習頭(重 教) 天明3・1 鎗奉行 近習御用 | 天明3・3 加増500石 (1,050石) 人持末席 近習御用 | 天明5・12 加増500石 (1,550石) 人持組 近習御用 | 天明6・8 指控 寛政元・11 御免 | 寛政元・12 人持組 今石動等支 配 | 寛政3・10 人持組 近習御用再 役 文化4・12 死去 | ○ |

- (註) 1. 表3、4は「諸頭系譜」、各家の「先祖由緒并一類附帳」「諸士系譜」(以上、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)により作成した。
2. 役職の就任、人持組・人持末席の昇進年月については、上記の史料をもとに、総合的に判断した。日付については、可能な限り年月を記載し、日にちは必要であると判断したものを記した。なお、各役職をいつまで勤めていたのか不明なものもあった。その場合は、就任日の箇所のみ役職名を記した。
3. 「後の当主」の欄の「○」は後の当主も人持組に入った家を、「○」がない場合は人持組に入らなかったことを示す。後の当主について説明が必要であると判断した場合は、説明を加えた。
4. 近習頭・近習御用・御用部屋・中小将・奥小将などの藩主の側に仕える職名の使用については、史料上でも混乱がみられ、使い分けてきておらず、また各職務内容も判然としない。そのため、本表では、これらの職名を史料の表記にしたがって、そのまま記した箇所もある。
5. 加増などにより禄高が変化する時には、加増高の後ろに括弧書きで合計禄高を記した。
6. 人持組・人持末席の昇進前は、全て平士クラスである。
7. 表3、4の塗りつぶし箇所は、それぞれ定番頭の就任、人持組に入った部分を示す。
8. 紙幅の都合上、「役職の就任など」の欄の1つの枠に2項目記入した箇所がある。
9. 相続した日付が不明な者もある。
10. 西尾明教は、家を相続するまでに平士を経由し(定番頭には就任せず)、延享2年7月に人持組に昇進したが、西尾家は元禄期から代々人持組に入っていた家であり、上の表で挙げた歴代の当主の中で初めて人持組・人持末席に昇進した者とは性格が異なるため、表には含めなかった。
11. 遠田自省の次の代である自遵は、定番頭を経由し、最終的には人持末席に入ったが、自省と同じ家の事例であるため省略した。なお、その後の当主は、代々人持組に入った。
12. 大槻朝元は、吉徳に御居間坊主として召し出され、定番御歩や平士を経由し、人持組まで昇進した人物であるが、その昇進過程は不明な部分が多く、またその過程は上の表で挙げた者とは比べても極めて異例であるため、今回は省略した。

方で、人持組に入っていた家が断絶などにより、同組から外れる場合もあり、そのなかには、代々寺社奉行支配を受けるようになった家もみられた。

今後は、元禄一四年以前の人持組を考察し、本稿の成果との連続性を考えていきたい。また、人持組士の禄高と役職との関係なども検討し、人持組内部の階層性についても明らかにする必要があるだろう。

註

- (1) 人持組頭の成立については、拙稿「人持組頭の成立過程に関する一考察―村井親長の人持組頭就任と組支配に注目して―」（長山直治氏追悼集刊行委員会編「加賀藩研究を切り拓く」、桂書房、二〇一六年）、人持組中に出された具体的な教戒については、宮下和幸「金沢大学附属図書館所蔵『奥村村井組中エ教戒書』」（『金沢大学資料館紀要』三三号、金沢大学資料館、二〇〇三年）が詳しい。また、元禄一四年以前の人持組については、岡嶋大峰が「先祖由緒井一類附帳」を用いて人持組士の特徴を論じている（岡嶋大峰「先祖由緒井一類附帳」に見る加賀藩土人持組―出自と家意識の問題を中心として―）、『由緒帳データベースによる藩制組織構造の解明に関する提案』、平成二一年度～平成二三年度科学研究費補助金、基盤研究（C）研究成果報告書、二〇一二年）。
- (2) 寛永四年・寛文元年・寛文九年の侍帳は、「加賀藩初期の侍帳」（石川県図書館協会、一九四二年）、延宝六年の侍帳は、「金沢市史」資料編四近世二（金沢市、二〇〇一年）による。湯浅祇庸「藩国官職通考」（石川県図書館協会、一九七〇年）にも、人持組頭の時代変遷に関する記述がある。

(3) 年寄・若年寄の就任者は、本稿には関係しないので省略する。これらの就任者や、改革の概要については、石野友康「加賀藩における貞享の職制改革について」（『加能地域史』三二二号、二〇〇〇年）、拙稿「加賀藩上級家臣団の職掌と職名の変化について―貞享三年の職制改革後を対象として―」（『地方史研究』三六二号、二〇一三年）が詳しい。

(4) この意向は、綱紀が貞享三年の職制改革前に、家臣を介して本多政長・前田孝貞・奥村時成に渡すように命じた覚書でうかがい知ることができる（金沢市立玉川図書館近世史料館（以下、未刊行史料は特に記さない限り、同館所蔵）加越能文庫「松雲院様御近習留帳抜粹」一四、一六・四二―）。

(5) 「加藩熙康暦」（『金沢市史』資料編5近世三、金沢市、二〇〇三年）には、貞享の職制改革の箇所に「備後組御預ハ無之鉢也、柱石史二九郎左衛門（備後組）も組無之」とあり、これに従えば当時人持組は四組であったことになる（柱石史とは、加越能文庫「金都柱石史」のこと）。

(6) 加越能文庫「官私随筆」一三（一六・四一―一五九）。連愛が提案した内容やその背景については、前掲註（1）拙稿が詳しい。

(7) 四組の人持組は、支配する人持組頭が変わる一方で、七組に分かれた人持組士は一度所属した組から他の組へ移動することがほとんどなかったようである。表2をみる限りでは、前田恒長（元禄期に横山組の子孫恒敬・慶応期に奥村宗家組）が移動している事例しかみられない。

(8) 加越能文庫「人持組分より仰付候留」（一六・二六―四八）。

(9) 加越能文庫「安永五年年頭御札次第」（一六・三三―四八）。

(10) 石川県立図書館森田文庫「飛鳥川」（K二八〇―二二）。

(11) 郷土資料「加賀藩老臣明細書」（〇九〇―三一九）。

(12) 郷土資料「武鑑」（〇九〇―四八〇）。この史料と時期が近いものとしては、明治初年のもの（加越能文庫「御札之次第」、一六・三三―五〇）がある。

(13) 人持組から外れ、寺社奉行支配を受けた家については、拙稿「加賀藩家臣の昇進―人持組・人持末席への昇進前後を対象に―」(『加能地域史』六八号、二〇一七年)で詳しく説明した。

(14) 前掲註(2)『藩国官職通考』。

(15) 表3の志村家の事例(加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」「志村平吉」、一六・三二―一六五)。

(16) 金沢市図書館叢書(九)『諸頭系譜』上(金沢市立玉川図書館近世史料館、二〇一三年)。

(17) 前掲註(2)『藩国官職通考』にある、人持末席の記述は次の通りである。座列人持組に同じで、人持組の者が跡目相続し、座列が決まっていないう時、人持組の者が幼少で三の一(遺知の三分の一を相続)相続となり、少知の時に人持末席に列する。また、定番頭から昇進して人持末席になる者も多いなどと記されている。人持末席については、判然としないう部分が多く検討が必要だが、おそらく人持組の見習期間であったと考えられる。

(18) 加越能文庫「寺社方等勤方覚書」(一六・六一―一三三)。

(19) 「国格類聚」二(『金沢市史』、資料編4近世二、二〇〇一年)。

(20) 小西昌志「加賀藩における平士頭分と役料」(『北陸史学』六五号、二〇一六年)には、概ね近習御用は人持・組頭などが兼役する「御用部屋」と物頭以下が兼役する「近習頭」の総称といえる。近習御用・御用部屋・近習頭の使い分けについては不明な点が多い。

(21) 表4の青木直之と上坂景氏は、元文二年(一七三七)八月に人持組に昇進しており、その時の禄高はそれぞれ一八〇〇石、一〇〇〇石であった。禄高をみると、青木は享保期以前の傾向、上坂はその後の傾向に当てはまる。したがって、元文期は、人持組に昇進する禄高基準が定まっておらず、基準変更の移行期間にあたるのではないかと考えられるが、

詳細は不明であり、これについては今後の課題としたい。

(22) 表4の青木家は、七代直親まで人持組に入っていたが、同人は天保一四年(一八四三)八月に蟄居を仰せ付けられた。嘉永元年(一八四八)に御免となったが、処分が影響したためか、その跡を継いだ新六は人持組に入っていない(加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」「青木茂七」、一六・三二―一六五、郷土資料「加賀藩組分侍帳」、〇九〇―二〇二)。青木家の名前が、表2の慶応期の史料に記されていないのはこれが理由であろう。

〔付記〕

本稿は、平成二八年六月二六日に開催された加能地域史研究会例会において報告した内容をもとに加筆・修正し、原稿化したものである。すでにその一部は、『加能地域史』六八号(註(13))に掲載済みであり、本稿の内容とも重複している部分が多いが、同会報には紙幅の都合上、複数の表を載せることができなかった。今後の人持組研究のために、本稿ではそれらを掲載した。

また、右の報告準備、及び本稿執筆にあたっては、小西昌志氏より人持組に関する基礎的な情報をご教授いただいた。ここに記して感謝する。